

## 会 議 録

会議の名称	使用料、補助金等見直し検討部会（第8回）
開催日時	平成22年5月25日（火） （午前・ <u>午後</u> ）4時00分 開会 （午前・ <u>午後</u> ）5時15分 閉会
開催場所	南館8階 中会議室
出席者	<p>【外部委員】 辻田素子、坪内隆、杉田宗三、棟田勝子</p> <p>【検討部会員】 楚和企画財政部長、小林財政課長、小田地域教育振興課長、中村政策法務課長、山本人権・男女共生課長、上田政策企画課長、原田市民活動推進課長、廣瀬福祉政策課長、染川こども政策課長、長澤商工労政課長、島本環境政策課長、辻都市政策課長、山田建設管理課長、為乗学校教育推進課長、島村市民学習課長、萩原消防総務課長</p> <p>【作業部会員】 北川障害福祉課長代理、下園政策企画課長代理、秋元財政課長代理、木村市民生活課長代理、青木市民活動推進課主幹、岩崎福祉政策課主査、平林こども政策課係長、徳永商工労政課長代理、井澤環境政策課主査、中田建設管理課参事、福田まちづくり支援課係長、乾教育政策課参事、小島青少年課長代理、山田スポーツ振興課係長、中井消防総務課長代理、足立財政課主査、野村議会総務課主幹</p>
欠席者	白川一郎、岡本市民生活課長、鷹取障害福祉課長、河井教育政策課長、加藤学校教育推進課参事
事務局職員	係長1名、係員3人
開催形態	公開（傍聴者3人）
議題(案件)	(1) これまでの検討状況の報告について
配布資料	<p>(1) 使用料等見直しの内容について</p> <p>(2) 使用料・手数料 算定基準</p> <p>(3) 減免団体適用の考え方</p> <p>(4) 手数料減額免除関係</p> <p>(5) 使用料の改正状況について</p> <p>(6) 使用料 料金算定一覧</p> <p>(7) 手数料 料金算定一覧</p> <p>(8) 手数料 他市状況調べ</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長 ( 企画財政部 長〔以下省略〕)	<p>【議題1 これまでの検討状況の報告】</p> <p>今回の会議で、検討部会としての最終案の内容をほぼ確定させたい。見直しの基本的な考え方は、資料1の1に示すとおり。使用料の見直しについては、作業部会員から資料1の2(1) ~ に沿って説明する。</p>
作業部会員	<p style="text-align: center;">減免制度の見直し</p> <p>資料2の3ページ目に示すとおり、これまでは各種団体の育成・支援の観点から施設使用料の減免を行ってきたが、今回の見直しでは、行政との協働の観点から、相互協力関係を持つものや行政に代わる役割を担うものに限定して、減免制度を適用するものとする。</p> <p>資料3には減免を適用する団体の一例と、その考え方を示している。これまでは約700団体が減免されていたが、見直し後は約70団体程度となる。</p>
議 長	<p>これまで幅広く減免を適用してきた結果、ほぼ全ての使用団体が減免を適用され、受益者負担の原則に反する状態であった。今回の見直しでは、協働の観点から適用団体を限定し、一定の基準に沿って減免制度を運用することとする。施設を使用する団体の負担は増えるが、減免の運用を適正化するという趣旨なので、理解を求めたい。</p>
外部委員	<p>見直し後の免除対象となる団体は、基準が決まってから決定するのか。それとも、既に決まっているのか。</p>
作業部会員	<p>資料2に示す団体は現段階での例であり、最終的には議会に条例案を提案し、新たな基準により決定することになる。</p>
外部委員	<p>減免対象団体が約700から約70に減るということだが、700団体がフルに施設を使用していたとは言い切れない。700団体が受けていた減免と、そのうち70団体が受けていた減免を、金額ベースで把握する資料はあるか。</p>
議 長	<p>見直し後の対象となる70団体はまだ確定していないが、減免額は一定の試算を行っている。</p>
作業部会員	<p>5割減免と3割減免のもので約3,200万円、10割減免も入れると約5,500万円が減免されていたと試算している。</p>
外部委員	<p>そのうち、70団体の分はどのくらいの額になるのか。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会員	70 団体のみの額は、計算できていない。
外部委員	対象団体は約 630 団体減るが、減免額自体はあまり減らないということも想定される。団体数と減免額は比例しないのではないかと。減免額を集計して示してもらいたい。
外部委員	「行政に代わって役割を担う活動」とあるが、70 団体の活動のすべてがこれに該当すると言い切れるか。市民の理解を得られにくいのでは。
作業部会員	対象団体として登録する際に確認することとしている。また、その団体が施設を使って市民向けの講座などを開催していれば、市民にも活動の内容が見え、ご理解をいただくと考えている。
外部委員	資料 2 では、ガールスカウトが青少年センターの免除団体の例となっているが、具体的にどのような協働が想定されているのか。
作業部会員	青少年センターは、元々無料であった施設を有料化した上で、特定の団体のみを減免対象にするというものである。「協働」の観点とは少し違うが、ガールスカウトは資料 2 中の「青少年団体（構成員の 8 割が 24 歳以下の団体）」に該当する。
外部委員	それならば、資料 1 では減免を適用する団体について「会員相互に限定された活動ではなく…」と書いているが、こう言い切るの難しいのではないかと。同じような活動を行ってきた他の団体にとっても、突然「協働」と言われても分かりにくい。登録の際などに説明してもらえるのか。
作業部会員	施設の使用は基本的に有料であることを前提とし、その上で、減免対象となる基準を十分に説明したいと考えている。
作業部会員	見直し対象施設
	資料 5 に、対象施設及び料金の見直しによる引き上げ・引き下げの内訳を整理している。
作業部会員	料金の状況
	資料 6 のとおり。 なお、各いのち・愛・ゆめセンターについては、隣保館としての位置付けを踏まえ、引き続き検討していく。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会員	<p style="text-align: center;">収入の状況</p> <p>資料1の2(1) に示すとおり。</p>
議 長	<p>各施設の料金算定について、これまで何度か案を示してきたが、今回を最終案としたい。</p> <p>老人福祉センターは、見直し対象外としているが、センターのあり方そのものを、別の組織で使用料を含め検討を行う予定である。市営葬儀についても、部屋の使用料以外に市営葬儀料やドライアイス等の経費がかかり、それらを含めて総合的に検討する必要があるため、同じく別途検討する。</p> <p>いのち・愛・ゆめセンターについては、老人福祉センターと同様に社会福祉法に基づく施設であり、以前の会議で外部委員からの指摘もいただいた隣保館としての位置付けもあるので、その取り扱いについては、法の趣旨を踏まえ、引き続き部会で検討していく。</p> <p>今回の見直しでは、利用者に負担を求める経費を限定したことや激変緩和措置の設定に加え、人件費の扱いについても議論を重ねたことにより、多くの施設で料金が下がることとなった。しかし、減免の原則廃止により、市としては増収となる見込みである。</p>
外部委員	<p>資料1中の「市民の目線に立った算定」とは、どのようなことを指すのか。</p>
作業部会員	<p>この検討部会場で、外部委員との意見交換を行ったことを指す。もしも外部委員から意見をいただくことがなければ、前回の見直し時と同様に人件費を料金に算入していた。今回、外部委員からの意見を受けて、「総務管理費」という考え方を採り入れることができた。</p>
議 長	<p>これまでは行政側のみで料金の見直しを行ってきたが、市民が利用する施設ということもあり、今回は外部委員にも検討の場へ入っていただいた。また、作成した案は、市民に向けてパブリックコメントも実施する予定である。</p>
外部委員	<p>料金の改定が実施されるまでの手順はどうなるのか。</p>
議 長	<p>議論内容にまだ積み残しがあるが、この分は次回に決定したい。</p> <p>最終的には、この検討部会の上位にある政策推進会議に部会の案を諮り、市としての案を決定する。次に、パブリックコメントを実施し、それを受けて必要な修正をした上で、最終案を作成し、議会に上程するという予定を考えている。</p>

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
外部委員	資料 1 の 2 の枠内に「サービスを利用しない者にとっては...負担の公平性と利用の面から納得される基準となる」とあるが、この文は矛盾していないか。サービスを利用しない者にとっては、「負担の公平性」とは言えないのでは。
議 長	表現をもう少し分かりやすく修正する。趣旨としては、施設を利用しない人も税金を払っているので、料金の見直しにより税の使い方を適正化するというものである。
外部委員	その理屈なら、利用しない人については、税負担自体を軽減しないといけなくなるのでは。
作業部会員	確かに、料金の見直しに関しては適切な表現でないかもしれないが、減免の見直しについては、「負担の公平性」と言える。
外部委員	この文は、2 つに分けて整理した方が良い。
外部委員	約 2,700 万円の増収を見込んでいるが、どのくらい利用率が下がると増収がなくなるのか。負担額が大きくなれば、利用率が下がることも考えられる。
作業部会員	厳密な計算はできていない。
外部委員	料金を改定したが、結局減収ということになれば、施設を利用しない人は納得できないのではないか。
作業部会員	料金改定後には、利用者増に向けて取り組んでいきたい。サービスの向上や経費の節減を目指すことも必要だと考えている。
外部委員	先ほどの資料 1 の文で、「サービスを利用しない者」と表現する必要はあるか。サービスを利用していなくても、間接的には何らかの恩恵を受けていると思うので、わざわざ強調しなくても良いのでは。
議 長	これは、「施設を利用しない人」という意図である。分かりやすい表現に改めたい。
議 長	引き続き、資料 1 の 2 (2)手数料について、作業部会員から説明する。

## 議 事 の 経 過

発言者	議 題 ( 案 件 ) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
作業部会員	資料7に示すとおり、料金は改定せず、減免の見直しのみを行う。
作業部会員	資料8には、個々の減免見直しの考え方を示している。これにより、年に約250万円の増収を見込んでいる。
議 長	手数料については、他市の状況等も踏まえて、今回は改定しないこととした。しかし、減免の考え方を整理し、「法令等で規定されている場合」及び「真に支援が必要な場合」に限定することとしている。
議 長	今回指摘のあった事項については、次回の会議で考え方や資料を示す。できれば6月中に検討部会をもう一度開催し、これを最終回としたい。その後、市長を会長とする政策推進会議に検討部会の案を諮り、市としての案が決定すれば、パブリックコメントを実施する。その上で、寄せられた意見を反映させ、議会へ上程する予定である。
	以上